

① 提案の前に知っておきたい

年金推進の意義と心構え

年金は、お客様の老後の生活基盤となり、JAの安定的な運営資源でもある。取組みが必要な背景、JAやお客様にとつてのメリットなどを理解したうえで、お客様に寄り添って提案しよう。



社会保険労務士法人
ななせ総合事務所
社会保険労務士
高橋 誠

1973年大分県生まれ。大分県信用組合に勤務した後、社会保険労務士に転身。2008年より年金研修および年金セミナー等の講師として活動中。農林中金アカデミー研修講師。

1 年金推進の意義

1 JAにおける年金推進の役割

な取組みであり、次のような役割や効果をもっています。

(1) お客様の安心と暮らしを支えるライフサポート

年金推進と聞くと、「数字目標があつて大変」「断られるのがつらい」といった印象を抱く方も少なくないでしょう。しかし、JAにおける年金推進は、単なる口座獲得活動ではありません。むしろ、お客様の暮らしを支える重要

質の向上に寄与する役割を担っています。これは、JAの使命と深く結びついた取組みです。

(2) JAにおける安定した資金源の確保

年金は、定期的に口座に振り込まれるうえに、全額が即座に使われるわけではなく、一部が貯金として残ります。この「歩留まり分」が、JAの安定的な資金源として、収益力強化、事業運営の安定化につながります。それによ

(3) 他の取引への波及効果と継続的な関係構築

年金の受取りをJAに指定していただくと、公共料金、定期積金、共済、融資など多様なサービスへの取引拡大のチャンスとなります。メインバンクとして利用していただくことにより、継続的な関係を築くことができます。

JＡにおける年金推進の役割



お客様の
ライフサポート



安定した
資金源確保



他取引への
波及効果

お客様がJＡで年金を受け取るメリット



利便性の向上



各種特典



相談できる
安心感

何より大きいのは、「相談できる職員がいる」というこ

(3) 相談できる人
がいる安心感

にとって実質的なメリットといえます。

象に、金利優遇、プレゼント進呈、A T M手数料無料等の各種特典を用意しています。これは、家計

金公共料金の支払い、共済掛金の払込み等、農業収入等

(1) 生活資金の一元管理による利便性の向上

年金の受取りをJ Aに指定していただくと、J Aにメリットがあるとともに、お客様にとっても次のようなメリットがあります。

2 お客様がJ Aで年金を受け取るメリット

と、年金の受取りを同じ口座に集約することで、生活資金を通帳一冊にまとめることができます。一元管理をするこ

(2) 各種特典による家計へのプラス効果

J Aの多くは、J Aで年金を受け取っているお客様を対

2 年金推進の進め方と実践ポイント

とです。顔が見える関係性があるからこそ、何でも気軽に相談できる安心感があります。「どこで受け取るか」ではなく、「誰とつながって暮

らしを考えるか」といった観点で考えれば、J Aで年金を受け取ることは、お客様にとっても非常に価値のある選択肢です。

年金推進は、「訪問件数を増やす」「プレゼントやイベントの案内をする」といった

形式的な取組みだけでは、なかなか成果に結びつきません。いま求められているのは、一人ひとりのお客様の暮らしに寄り添った提案力です。

成果をあげる第一歩は、訪問前の準備です。声かけ前に、取引内容や家族構成、普通貯金口座の利用状況などを確認しておくことが重要です。

お客様の情報を把握することで、「〇〇様にこそご案内

1 DM・ポスティングによる事前の情報提供

したい」という説得力のある提案をすることができません。準備が不足していると、「誰にでも同じ話をしている」と思われ、信頼を得ることが難しくなります。

突然の訪問や電話に対しては、構えてしまうお客様も少なくありません。事前にDMやチラシで告知することで、自然なきっかけが生まれ、訪問や電話でのアプローチの際に心理的なハードルを下げるができます。

②こんなときどう答える？

現場で使える「例話」実践法

推進活動においては、断られても次につなげる会話のテクニックを知っていると案外うまくいくもの。本稿では、JAの魅力をも十分に伝えるための、年金推進の現場で使える「例話」を活用した話を場面に紹介する。



1 年金推進の重要性と「例話」の活用

1 JAにおける年金推進

年金口座の獲得は、JAにとって非常に重要な役割を担っています。年金受給者は比較的安全した生活基盤があるため、長期的なお付き合いが期待でき、また、地域に根ざした生活を送る方も多いこと

から、地域に密着したサービスを展開するJAとの親和性

が高いことがその理由です。

年金口座を通じてお客様との接点を広げること、地域のニーズを把握することができ、質の高いサービスの提供、地域の活性化にも貢献できます。

こうした背景から、年金口

座の獲得に向けた提案力の強化は、JAの持続的な成長と地域貢献の要となっていると言っても過言ではありません。

2 共感を生む「例話」を用いたコミュニケーション

「例話」とは、これまでの自身の経験や先輩・上司から学んだ対応や工夫を基に、お客様に感謝された実例を伝えることで、共感と信頼を生む

手法です。特にお客様への提案時においては、自分事として捉えていただくコミュニケーションとして非常に有効です。年金口座の推進のみならず、その他あらゆる提案時においても効果的な手法です。

本稿では、年金推進におけるお客様との対話の場面を四つに分けて、具体的な会話例を交えながら、実践で使える例話を紹介します。



渡邊社会保険労務士・行政書士事務所
代表 特定社会保険労務士 行政書士
渡邊 祥央

23年間の系統金融機関等での勤務を経て、2023年10月に渡邊社会保険労務士事務所、同年11月に渡邊行政書士事務所を開設。企業の労務管理や社会保険実務の支援を行うほか、J-FLEC認定アドバイザー・J-FLEC講師としても活動。特定社会保険労務士、行政書士、宅地建物取引士、AFP、年金アドバイザー2級などの資格を保有。

2 場面別に学ぶ 「例話」を活用した推進話法

場面1

新規の年金口座の アプローチ



年金口座を初めて提案するお客様へのアプローチにおいて、特に意識したいことは、「どのタイミングで声をかけるか」という点です。

1 声かけの「きつかけ」を逃さない

「声をかけたいけれど、どのような時に話題を出せばよいかわからない」と悩むことはありませんか？
実は、普段の生活のなかには、自然と年金口座の案内を切り出せる「きつかけ」が数多くあります。

「声かけの「きつかけ」例」

☑ 年金定期便が届く時期（毎年度、誕生日）

もうすぐ年金定期便が届く頃ですね。もしよろしければ、内容の見方や将来設計について、一緒に確認してみませんか？

☑ 退職予定の話があった時

退職後の年金の受取口座について、今のうちから考えておくとう安心ですよ。

☑ 新年度や年末年始などの節目のタイミング

ちょうどよい機会ですので、今後の年金口座についてもご案内させていただきます。

このような「生活の節目」に合わせて、さりげなく声をかけることで、押しつけにならず、自然な流れで会話に入ることができます。

2 年金口座を初めて提案する際の声かけ例

年金口座を初めて提案する際は、まず次のような声かけで話題に入るとよいでしょう。

【最初の声かけ例】

〇〇様、もうすぐ年金を受け取られるご予定でいらっしゃると思いますね。利便性や相談のしやすさなど、ご自身に合った金融機関を選ぶことが大切です。JAでも年金の受取りができ、様々な特典をご用意しています。もしご関心があれば、こちらの資料だけでもご覧になりますませんか？

会話の流れがきたら、続けて、次のような例話をお話ししましょう。

【例話】

私が担当させていただいている、あるお客様は、これまで年金をどこで受け取るかあまり深く考えたことがなかったのですが、当JAのサービス内容をお伝えしたところ、「銀行とは違って、地域密着で何かあったときも相談しやすいのだし、支店も近くて便利」と感じてくださり、その場で申込みをされました。後日、JAについて「もっと早く知っておけばよかった」とのお言葉をいただきました。

常連のお客様で、この地域で農業を営む方がいらっしゃいます。以前は

③これからどう変わる？

二〇二五年年金制度改革法

働き方や家族のかたちが多様化するなか、年金制度においても時代に合わせた見直しが必要となる。本稿では、年金推進において、年齢や収入、家族構成に依拠する確にアドバイスできる力が必要となる。本稿では、年金制度改革における主なポイントをやさしく解説する。



株式会社 Money & You
取締役
高山 一恵

ファイナンシャルプランナー (CFP®)。

1 級 FP 技能士。慶應義塾大学卒業。2005 年に女性向け FP オフィス、株式会社エフピーウーマンを設立。10 年間取締役を務め、現職へ。全国で講演活動、多くのメディアで執筆活動、相談業務を行い、女性の人生に不可欠なお金の知識を伝えている。明るく親しみやすい性格を活かした解説や講演には定評がある。

1 二〇二五年年金制度改革の背景は？

二〇二五年六月一日、私たちの将来の安心に深く関わる「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」(二〇二五年年金制度改革法) が成立しました。これまでの制度の枠組みに収まりきらなかった働き方や家族のかたちの多様化を

受けて、誰もが働き方に応じて保障される仕組みに再設計することを目的としています。

改正の背景には、三つの大きな社会的変化があります。

1 急速に進む少子高齢化

働く世代の減少により、年金制度を今のまま維持するこ

とが難しくなりつつあります。現役世代と高齢者のバランスを見直し、「支える人」と「支えられる人」の負担をより公平に分かち合う仕組みが求められています。

2 多様な雇用形態の広がり

パート、フリーランス、再雇用など、様々な働き方が増えるなかで、これまでの年金制度では十分に対応できず、結果として「制度の谷間」に

3 制度への納得感や公平性の確保

取り残される人が増加しています。就労の実態に見合った保障の構築が必要です。現役で長く働いていても年金が減らされたり、家族構成によって給付の内容が変わったりと、「今の仕組みでは納得できない」という声が多くなっています。長く働き、きちんと報われる制度設計が強く求められています。

2 主な改正内容

1 被用者保険の適用拡大

今回の改正により、社会保険（厚生年金保険・健康保険）に加入する対象者が拡大しました。今回の改正では、大きく分けて次の三つの内容が含まれています。

(1) 短時間労働者の加入要件の見直し

現状、パート・アルバイトなどで働いている人（短時間労働者）は、**図表1**の五つの要件をすべて満たした場合に、勤務先で社会保険に加入しなくてはなりません。

しかし、今回の改正でパート・アルバイトなどで働く人の社会保険の加入要件が見直され、より多くの人が社会保

険に加入することになります。具体的には、次の二つのポイントが見直されます。

① 企業規模要件の撤廃

従業員数の要件のことを「企業規模要件」といいます。企業規模要件は、二〇二四年一〇月に、一〇一人から五人に引き下げられたのですが、今後もさらに引き下げられ、やがて撤廃されます。

なお、企業規模要件の撤廃前でも、事業所単位で任意に加入できる制度（任意特定適用事業所）もあります。

② 賃金要件の撤廃

賃金額の要件のことを「賃金要件」といいます。「月八万八〇〇〇円以上」であることから、これを一二倍した「二〇六万円の壁」として意識されています。賃金要件以

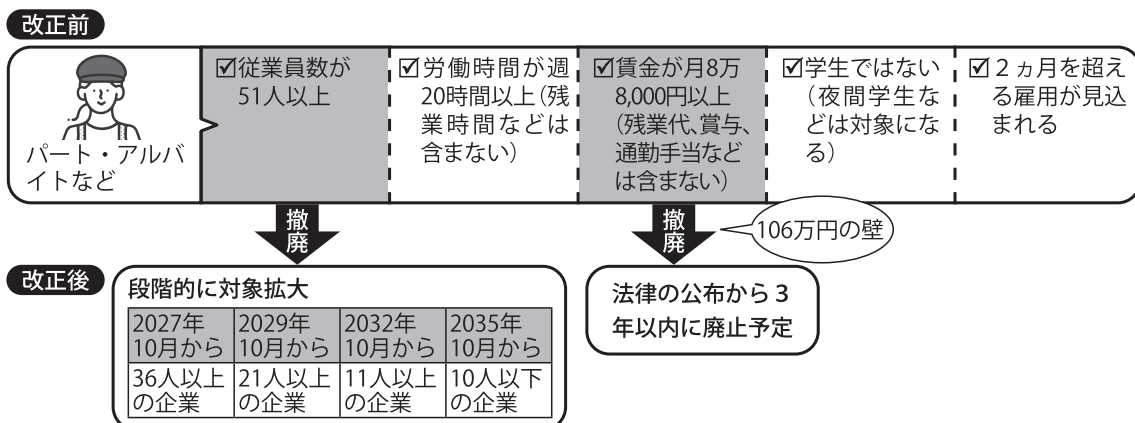
外の要件をすべて満たしているにもかかわらず、一〇六万円の壁を超えなければ社会保険料を支払わなくて済むことから、本当はもっと働きたいのに就業調整している人も多いようです。

賃金要件の撤廃は、全国での最低賃金の引上げの状況を見極めて、法律の公布から三年以内に行われる予定です。

(2) 個人事業所の適用対象の拡大

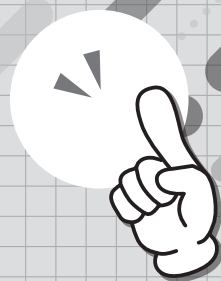
現状、法人であれば、たとえ従業員が一人でも社会保険の加入対象です。しかし、個人事業所であれば「常時五人以上の従業員を使用している場合」で「法律で定める一七業種」（製造業、建築業、運送業、金融業、通信業、弁護士などの士

【図表1】短時間労働者の加入要件の見直し



解説

改正公益通報者保護法のポイント



改正公益通報者保護法が、2025年6月に可決、成立した。今般の改正の背景や主なポイントを押さえるとともに、内部通報制度の整備への活かし方を確認しよう。

岩田合同法律事務所



弁護士
深沢 篤嗣

2009年12月弁護士登録。2013年証券取引等監視委員会（取引調査課）、2017年日本銀行（決済機構局）勤務。銀行・協同組織金融機関・証券会社等の金融機関に対し、金融規制全般やマネロン・金融犯罪対策、不祥事対応、インサイダー取引規制に関する助言等、金融分野における幅広いリーガルサービスを提供。



弁護士
杉坂 春奈

2009年12月弁護士登録・岩田合同法律事務所入所。2014年地方銀行入行。2022年同事務所復帰（金融法チーム所属）。2024年地方銀行子会社の非常勤取締役。地域金融機関のコンプライアンスと法務全般の実務経験を豊富に有しており、金融機関法務に関する案件を広く取り扱う。



弁護士
工藤 佳吾

2025年4月弁護士登録・岩田合同法律事務所入所（金融法チーム所属）。金融、保険、ジェネラルコーポレートなど企業法務全般を取り扱っている。

事業者が、その事業に関して犯罪行為やその他の法令違反行為を行っている場合、その事業者の役職員は、その犯罪行為や法令違反行為の事実を知り得る立場にあります。被害の拡大防止等の観点からは、そのような事実が気がついた役職員が、社内外に当該事実を通報できることが有益といえます。

他方で、役職員は、事業者

1 公益通報者保護法とは

公益通報者保護法の一部を改正する法律（改正公益通報者保護法）が、二〇二五年六月四日に可決、成立し、二〇二五年六月一日に公布されました。

今般の改正の背景や主な改正内容とともに、内部通報制度の活性化に向けた方策について、実務を踏まえて解説します。

2 二〇二五年改正の背景

二〇二〇年、社会問題化す

に対して守秘義務を負っていることが通常であり、そのような事実を他に洩らした場合には、解雇その他の不利益処分の対象になるおそれがありました。

公益通報者保護法（以下、「法」という）は、労働者や派遣労働者、役員等が、その勤務先や取引先における一定の法律違反の事実（通報対象事実）について、これを勤務先や行政機関等に通報（公益通報）した場合、そのような通報をしたことを理由として行った解雇を無効とするほか、その他不利益取扱を禁止することなどにより（法三（五条）、公益通報をする者を保護し、公益通報の利用を促進するために、平成一六年に制定された法律です。

る事業者の不祥事が続いたことなどへ対応するため、公益通報者保護法が大きく改正されました。この改正では、事業者に対する内部通報の体制整備の義務づけや、助言・指導・勧告・公表等の行政措置の導入、公益通報者の範囲の拡大など、内部通報の実効性の向上を目的とした改正が行われました。

しかしながら、二〇二三年

度の消費者庁の調査（注１）により、同改正以後も、内部通報窓口の利用がほとんどない事業者や、法令遵守の意識が欠落していると思われる事業者が、依然として一定割合いること等が判明し、実効性について課題が残ることが明らかにになりました。

こうした背景を踏まえ、公益通報者保護制度検討会より、いくつかの課題に対処すべきとの提言がなされ（注２）、かかる提言を受けて、二〇二

五年に改正公益通報者保護法（以下、「改正法」という）が成立しました。

（注１）消費者庁「民間事業者の内部通報対応—実態調査結果概要—」（令和六年四月）

（注２）消費者庁「公益通報者保護制度検討会報告書—制度の実効性向上による国民生活の安心と安全の確保に向けて—」（令和六年二月二七日）

3 主な改正内容とポイント

改正法の主な内容とポイントは、次の（１）～（４）の四点です。

（１）事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性向上

改正法では、公益通報対応業務従事者を指定する義務（法二二条一項）に違反する事業者に対する措置として、現行法で認められていた指導・助言・勧告に加え、勧告

に従わない場合の命令権（改正法一五条の二第二項）および命令違反時の刑事罰（行為者および法人に対して三〇万円以下の罰金。同法二二条二項一号、二三条一項二号）が定められました。

さらに、事業者に対する現行法の報告徴収権限に加え、立入検査権限が新設されました（同法一六条一項）。報告懈怠、虚偽申告、検査拒否に対する刑事罰（行為者および法人に対して三〇万円以下の罰金。同法二二条二項二号、二三条一項二号）も設けられました。

（２）公益通報者の範囲拡大

公益通報者の範囲に、事業者と業務委託関係にあるフリーランス（特定受託業務従事者）および業務委託関係が終了して一年以内のフリーランスが追加されました（改正法二条一項三号）。そして、公

益通報を理由とする業務委託契約の解除、取引の数量の削減、取引の停止、報酬の減額その他不利益な取扱いを行うことが禁じられました（同法五条）。

（３）公益通報を阻害する要因への対処

事業者が、労働者等に対し、正当な理由なく、公益通報をしない旨の合意をすることを求めること等によって、公益通報を妨げる行為が禁止され（改正法二二条の二第二項）、これに違反してされた合意等の法律行為は無効とする旨が定められました（同条二項）。

これに加えて、事業者が正当な理由なく、公益通報者を特定することを目的とする行為を禁止することが定められました（同法二二条の三）。